

●要安否確認者名簿等災害関係名簿

【要安否確認者名簿】

重度障害者や独居高齢者など、自力での避難が困難な可能性があるかたを対象とした名簿。「箕面市災害時における特別対応に関する条例」に基づき作成される。平常時は避難所に封印保管され、大規模災害発生時は、災害対策本部長の指示又は地区防災委員会役員3人以上の合議により地区防災委員会が開封し、名簿搭載者の安否確認を実施する。

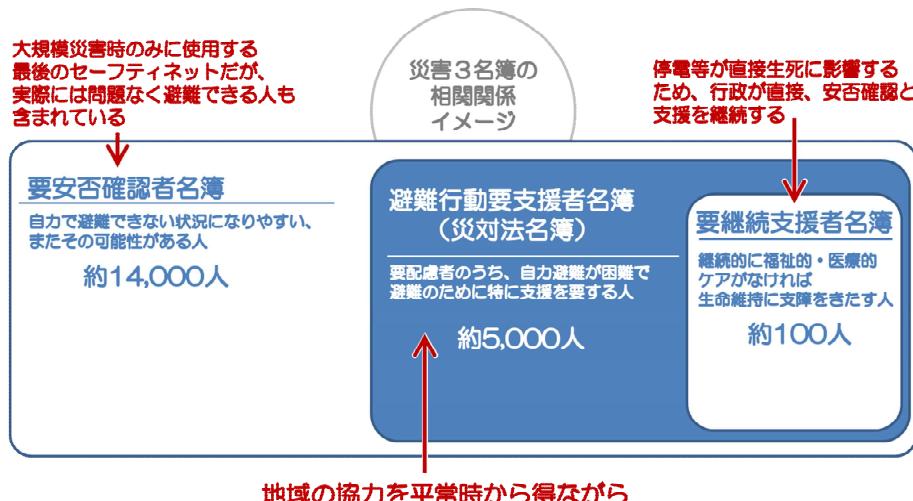
【避難行動要支援者名簿】

重度障害者や要介護者など、自力での避難が困難で、避難のために特に支援が必要なかたを対象とした名簿。「災害対策基本法」に基づき作成される。平常時から消防団、警察署、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、地区防災委員会、自治会など地域防災計画で定めた関係者に名簿を提供し、支援体制を整え、災害時の支援につなげる。

【要継続支援者名簿】

医療的ケアの必要な独居障害者や高齢者など、継続的に福祉的・医療的ケアがなければ生命維持に支障をきたすかたを対象とした名簿。災害発生時は、支援継続の重要度が高い順に、行政が安否確認等を実施する。

支援継続の重要度が特に高いかたについては、個別状況をふまえた支援体制を構築するため、利用している福祉・医療サービスの情報等が盛り込まれた「個別支援計画」が作成される。



※人数は平成28年度当初時点